

平成26年度多可町の給与・職員数等について

I 職員の任免及び職員数に関する状況

採用者及び退職者数の状況（平成26年度）

区 分	採 用 者 数				退 職 者 数			
	大学卒	短大卒	高校卒	合 計	定 年	勸 奨	その他	合 計
一般職員	2			2	5	7	2	14
医療職員								0
技能労務職員					1			1
合 計	2			2	6	7	2	15

※ 医療職員とは、医師、看護師等をいいます。

※ 技能労務職員とは、単純な労務に雇用される職員で、技術員、調理員等をいいます。

※ 退職者数のその他とは、自己都合、死亡、免職等による退職です。

II 職員の給与・定員管理等の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	22,719	12,686,350	248,988	2,009,783	15.8	15.8

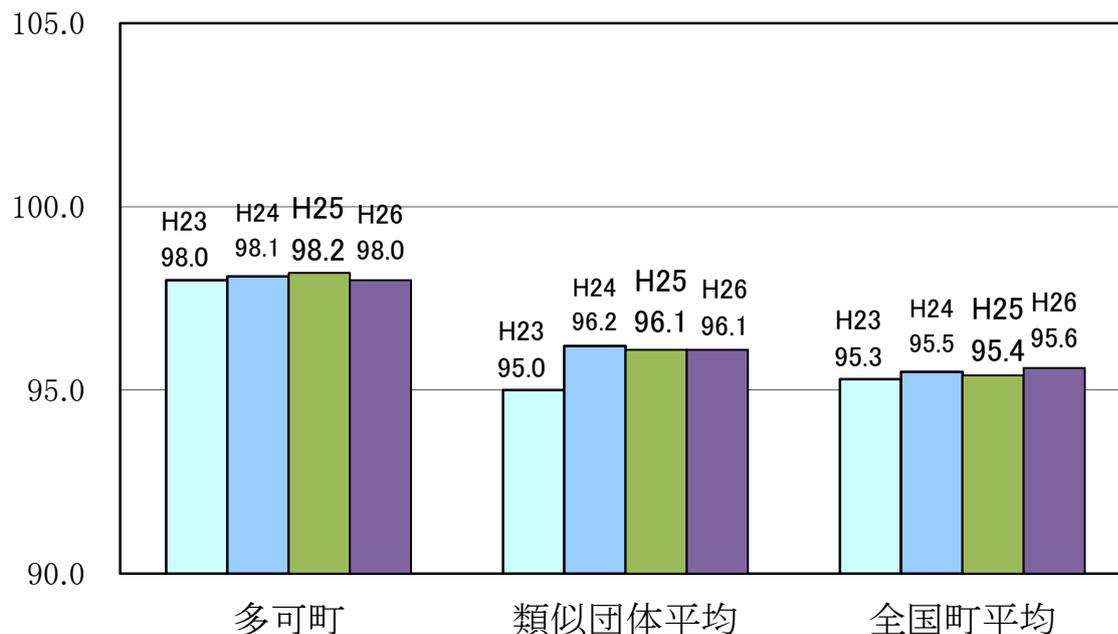
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似市町平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 227	千円 887,337	千円 150,253	千円 333,640	千円 1,371,230	千円 6,041	千円 5,351

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施改定の状況

① 給料表の見直し

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日

（内容）

一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。看護職・技能労務職給料表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
多可町	44.1 歳	338,700 円	398,100 円	371,600 円
兵庫県	44.3 歳	338,000 円	436,666 円	— 円
国	43.5 歳	335,000 円	— 円	408,472 円
類似団体	43.5 歳	315,038 円	372,035 円	349,189 円

②技能労務職

区 分	公 務 員			
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
多可町	52.9 歳	302,700 円	311,400 円	306,375 円
うち給食調理員	53.6 歳	298,400 円	302,667 円	298,400 円
うち その他	58.11 歳	315,700 円	337,600 円	330,300 円
兵庫県	52.7 歳	330,000 円	400,516 円	— 円
国	50.1 歳	287,992 円	— 円	326,611 円
類似団体	49.8 歳	275,080 円	291,592 円	283,324 円

* 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
* 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
* 年収ベースの「公務員 (C) 及び「民間 (D)」のデータはそれぞれ給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年に支給された期末・勤勉手当民間に於いては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

区 分	民 間			参考 A/B	参考 年収ベース (試算値) の比較		
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)		年収ベース (試算値) の比較		
				公務員 (C)	民間 (D)	C/D	
多可町	—	— 歳	— 円	—	— 円	— 円	—
うち給食調理員	調理士	42.4 歳	270,800 円	1.12	4,817,753 円	3,591,400 円	1.34
うち その他	—	— 歳	— 円	—	— 円	— 円	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当等の諸手当を含めたもので、「平均給与月額 (国ベース)」とは、国家公務員公表内容と同様のベースで計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		多可町	兵庫県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	176,642(188,800) 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	143,131(146,500) 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	141,900 円	139,809(143,100) 円	137,200 円

(注) 1 国家公務員の初任給は、一般職試験採用者。
2 兵庫県は給料減額措置をとっており、()内は減額措置を行う前の金額である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成26年4月1日現在）

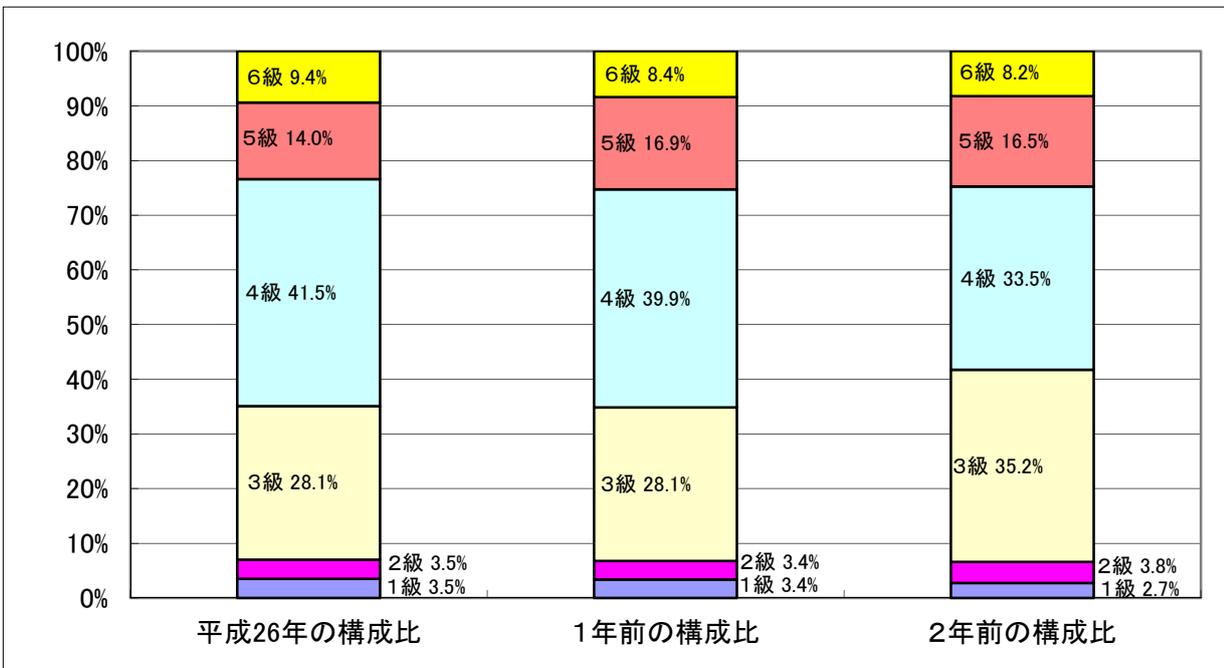
区 分	経験年数5～10年	経験年数15～20年	経験年数20～25年	経験年数25～30年	
一般行政職	大学卒	226,420 円	328,696 円	362,052 円	383,984 円
	高校卒	— 円	291,660 円	343,950 円	365,175 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
		人	%	円	円
1 級	主事	6	3.5	135,600	243,700
2 級	主事	6	3.5	185,800	307,800
3 級	主査	48	28.1	222,900	354,700
4 級	課長補佐・主査	71	41.5	261,900	405,800
5 級	副課長	24	14.0	289,200	426,600
6 級	理事・技監・課長・局長	16	9.4	320,600	453,800
計		171	100		

(注) 1 多可町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
3 一般行政職とは税務職、医師、看護師、保健師、薬剤師、医療技術師、福祉職（保育士）企業職（水道職員）、技能職、教育公務員（幼稚園教諭）を除いた職員です。



(注) 平成18年10月1日に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

現在は反映していない

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

多可町	兵庫県	国
1人当たり平均支給額 (25年度) 1,441 千円	1人当たり平均支給額 (25年度) 1,803 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 7%~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20%(抑制後4~10%) 管理監督加算 10%~20%(抑制後5~10%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理監督加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

一律支給 (平成23年度から課長級のみ反映)

(2) 退職手当 (平成26年4月1日現在)

多可町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例		その他の加算措置	定年前早期退職特例	
1人当たり平均支給額	22,989 千円		(2%~45%加算)		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)		3,464 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)		1,154,744 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
医師の特例	15 %	3 人	15 %

(4) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）	4,872 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	974,400 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）	2.2 %		
手当の種類（普通会計以外も含む。）			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症等防疫作業手当	作業従事職員	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護、感染症病原体の付着の危険がある物件の処理作業若しくは感染症病原体を有する家畜若しくは感染症病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事した場合	日額100円
危険作業手当	作業従事職員	パラチオン製剤の散布や高圧ガスの取扱・著しい急傾斜地で行う作業	1回100円
行旅死亡人等取扱作業手当	作業従事職員	行旅病人及び行旅死亡人の看護、移送又は埋葬の業務に従事したとき	1回300円
医師手当	診療所に勤務する医師		月額200,000円
エックス線作業手当	エックス線作業に従事する職員		月額1,500円

（注）特殊勤務手当の支給実績等については普通会計決算ベースによる。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	40,636 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	478 千円

（注）時間外手当の支給額については普通会計決算ベースによる。

(6) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	適用	多可町	国
扶養手当	・配偶者	13,000 円	13,000 円
	・その他の扶養親族	6,500 円	6,500 円
	・特定期間の加算	5,000 円	5,000 円
住居手当	・自宅居住者	1,600 円	0 円
	・借家、借間居住者（最高支給限度額）	27,000 円	27,000 円
通勤手当	・交通機関利用者	最高 55,000円	運賃相当額
	・交通用具使用者	使用距離区分に応じ、 1,000円～最高26,700円	使用距離区分に応じ、 2,000円～最高24,500円
管理職手当	・管理又は監督の地位にある職員	職員の職責区分に応じ、 定額	職員の職責区分に応じ、 定額

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区分	給料月額	期末手当支給率（25年度）
報 酬	町長 807,000 円	6月期 1.875 月分
	副町長 648,000 円	12月期 1.975 月分
		合計 3.85 月分
退 職 手 当	議長 330,000 円	6月期 1.875 月分
	副議長 240,000 円	12月期 1.975 月分
	議員 215,000 円	合計 3.85 月分
	(算定方式)	(支給時期)
町長	退職日における給料月額×勤続期間月数（48月を超えるときは48月）×支給割合（町長36.5、副町長22.0）	退職した日から起算して1ヵ月以内
副町長		

6 職員数の状況

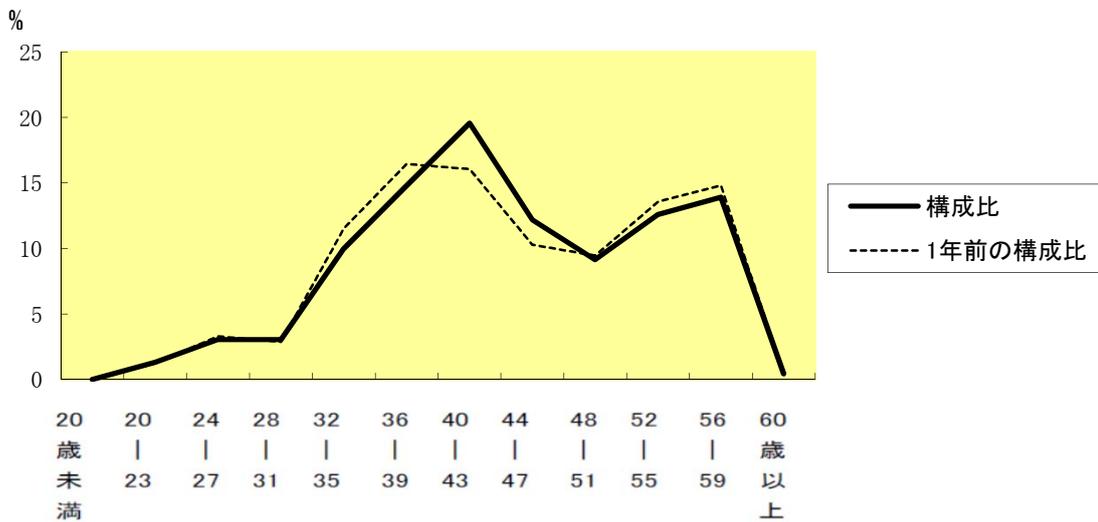
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年度4月1日現在)

部 門		区 分	職員数		対前年 増加数	主な増減理由
			平25	平26		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	3	3	0	
		総 務	70	71	1	業務の充実
		税 務	16	15	▲ 1	退職者不補充
		民 生	29	26	▲ 3	退職者不補充・業務の効率化
		衛 生	23	21	▲ 2	退職者不補充
		農 林 水 産	14	13	▲ 1	退職者不補充
		商 工	5	5	0	
		土 木	24	22	▲ 2	退職者不補充・業務の効率化
		小 計	184	176	▲ 8	
		教 育	44	39	▲ 5	退職者不補充・業務の効率化
	小 計	228	215	▲ 13		
公営企業会計等部門		病 院	3	3	0	
		水 道	4	3	▲ 1	退職者不補充
		下 水 道	3	4	1	業務の充実
		そ の 他	6	6	0	
		小 計	16	16	0	
総 合 計			244	231	▲ 13	

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）

(例)



区 分	20歳未満	20歳)	24歳)	28歳)	32歳)	36歳)	40歳)	44歳)	48歳)	52歳)	56歳)	60歳以上	計
職員数	0人	3人	7人	7人	23人	34人	45人	28人	21人	29人	32人	1人	230人

(3) 職員数の推移

○定員適正化計画における数値目標

(各年度4月1日現在)

区分 部門	17年計 画始動	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	平成17年 ～平成28 年計	
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目		
一般 行政	職員数	209	200	203	199	198	197	196	192	188	186	180	169	169
	増減		△ 9	3	△ 3	△ 1	△ 1	△ 1	△ 4	△ 4	△ 2	△ 6	△ 11	△ 11
特別 行政	職員数	61	72	68	67	65	64	64	62	61	56	50	50	50
	増減		11	△ 4	0	△ 2	△ 1	0	△ 2	△ 1	△ 5	△ 6	0	0
公営 企業	職員数	31	19	19	19	19	19	17	17	17	17	17	17	17
	増減		△ 12	0	0	0	0	△ 2	0	0	0	0	0	0
計	職員数	301	291	290	285	282	280	277	271	266	259	247	236	236
	増減		△ 10	△ 1	△ 5	△ 3	△ 2	△ 3	△ 6	△ 5	△ 7	△ 12	△ 11	△ 11

○年次別進捗状況（実績）

区分 部門	17年計 画始動	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	
一般 行政	職員数	209	200	202	190	190	199	199	188	184	176
	増減		△ 9	2	△ 12	0	9	0	△ 11	△ 4	△ 8
特別 行政	職員数	61	72	67	66	60	50	49	48	44	39
	増減		11	△ 5	△ 1	△ 6	△ 10	△ 1	△ 1	△ 4	△ 5
公営 企業	職員数	31	19	19	19	21	15	14	14	16	16
	増減		△ 12	0	0	2	△ 6	△ 1	0	2	0
計	職員数	301	291	288	275	271	264	262	250	244	231
	増減		△ 10	△ 3	△ 13	△ 4	△ 7	△ 2	△ 12	△ 6	△ 13

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

Ⅲ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間（平成26年4月1日現在）

区 分	勤 務 時 間 等
勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで

※ 特別の勤務に従事する職員（保育所に勤務する職員等）については上記とは異なります。

(2) 休暇（平成26年4月1日現在）

休暇の種類	休 暇 期 間 等
年次休暇	1の年について 20日 ただし、20日を限度に繰り越せる
病気休暇	1年以内において、公務、私事による負傷又は疾病のために療養する場合で、必要と認める期間
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産等の他特別の理由により勤務しないことが相当である場合
介護休暇	配偶者、父母、子等の親族を負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり介護する職員に対し、6月を限度に付与（無給）

特別休暇の主なもの

理 由	期 間
妊娠中の女子職員が妊娠嘔吐（つわり）のため勤務することが困難な場合	妊娠の期間中7日を超えない範囲
8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
職員が生後満1年に達しない子を育てる場合	その都度必要と認める時間。ただし、2時間
父母の祭日の場合	1日
忌引の場合	死亡者により1日から最大10日
公民権の行使	
職員が結婚する場合	5日を超えない範囲内で必要と認められる期間
職員の妻が出産する場合	出産の日後2週間以内に2日以内
小学校就学の始期に達するまでの子を看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年に5日以内(小学校の就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合は10日以内)

IV 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（平成25年度）

処 分 事 由	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	2	2
職に必要な的確性を欠く場合	0	0	0	0
職制，定数の改廃，予算の減少により廃職，過員を生じた場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
合 計	0	0	2	2

(2) 懲戒処分の状況（平成25年度）

処 分 事 由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

V 職員のサービスの状況

(1) 育児休業承認状況（平成25年度の新規承認者）

区分	取得者数	承 認 期 間					
		3月以下	3月超え 6月以内	6月超え 9月以内	9月超え 1年以内	1年超え 1年3月以内	1年3月 超え
男性	0	0	0	0	0	0	0
女性	3	0	0	1	0	0	2
計	3	0	0	1	0	0	2

(2) 介護休暇承認状況（平成25年度の新規承認者）

区分	取得者数	承 認 期 間					
		1月以下	1月超え 2月以内	2月超え 3月以内	3月超え 4月以内	4月超え 5月以内	5月以上
男性	0	0	0	0	0	0	0
女性	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0

VI 職員の研修の状況（平成25年度）

職員に対する主な研修は「広域」、「自治研修所」、「町単独」で行われているものです。

区 分	研修名又は概要	受講者数	
階層別研修	新任職員課程	新規採用職員	2
	接遇研修	採用から3年目の職員	2
	職員第1部	在職年数が1年以上、年齢が概ね29歳以下の者	7
	職員第2部	年齢が概ね30歳以上、役付職員でない者	8
	係長研修	新任係長級職員	3
	監督職研修	係長又はこれに相当する職にあり、部下を監督する職にある者	4
	管理職研修	課長若しくは課長相当職	12
	部局長等管理職研修	市町の管理職としての経営管理意識を高めるため、県職員と合同で実施	3
特別研修	行政実務	法制執務、選挙事務、徴収事務、簿記、財政、交付税担当研修	23
	政策研究	管理職（マネジメント、市町合併特別コース）	2
	自己開発	スキルアップ研修	31
	町独自研修	人権学習	344
派遣研修	兵庫県派遣、一部事務組合派遣、公益法人等派遣	5	

VII 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生福利

○兵庫県市町村職員共済組合

職員は兵庫県市町村職員共済組合の組合員になっております。共済組合には次の事業があります。

事業名	事業概要
短期給付事業	組合員とその家族の病気、ケガ、出産、死亡、休業又は災害に対して、必要な給付を行う。
長期給付事業	組合員の退職、障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行う。
福祉事業	健康診断などの健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金の貸付けなどを行う。

○互助制度

互助事業は一般財団法人兵庫県市町職員互助会に委託しています。

事業名	主な内容
福利事業	結婚祝金、入院・障害見舞金、医療費補助金、人間ドック助成金等
共済事業	弔慰金、災害・出産・扶養家族入院等見舞金、家族医療費補助金等
掛金事業	銀婚・金婚祝金、入学・退職祝品、リフレッシュ補助等

(2) 公務災害補償の状況（平成25年度）

認定件数 5件

VIII 公平委員会に係る業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成25年度要求件数	—
措置要求の概要	

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成25年度申立件数	—
不服申立ての概要	